

令和 6 年 1 0 月 4 日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

○調査事件 9 奨学金制度の見直しについて

教育委員会

調査事件 9 奨学金制度の見直しについて

1 奨学金制度について

当町の奨学金制度は、昭和 49 年 3 月制定の福島町奨学資金をはじめ、平成 13 年 3 月には、町内開業医である小笠原実氏の奨学金基金創設による看護・福祉分野向け奨学金、平成 17 年 12 月には、町内出身者である花田俊勝氏の奨学金基金創設による大学等向け奨学金の 3 制度により現在運用されております。

その後、社会情勢の変化にあわせ、町奨学資金を平成 26 年 12 月に制度改正し、月額上限から就学年限での限度額への見直し、入学一時金や生活準備金としての一時金貸付制度を新設しております。

各奨学金制度の内容については、次のとおりとなっております。

制度名 区分		町奨学資金	小笠原実 奨学金基金	花田俊勝 奨学金基金
1	制定年月日	昭和 49 年 3 月 22 日 (平成 26 年 12 月 17 日改正)	平成 13 年 3 月 13 日	平成 17 年 12 月 26 日
2	奨 学 生 選 定 条 件	①福島町住民の子弟であること ②学業成績優秀で素行善良であること ③2 人の連帯保証人が得られること		
3	貸 付 対 象 及 び 限 度 額	就学期間を限度 ①大学等 250 万円 ②短大(3 年制)等 180 万円 ③短大(2 年制)等 150 万円 ④高校等 110 万円	福祉・医療分野の学 校に在学 月額 20,000 円	大学・短期大学・専修 大学に在学 月額 30,000 円
4	一時金貸付 及 び 限 度 額	あり ①大学等 100 万円 ②短大等 70 万円 ③高校等 30 万円	なし	なし
5	償 還 期 間	10 年以内		
6	利 子	無 利 子		

2 奨学金貸付及び償還並びに各基金の状況について

直近３年間の奨学金貸付及び償還並びに各基金の状況は、次のとおりとなっております。

制度名 年度			実人数	町奨学資金	小笠原実 奨学金基金	花田俊勝 奨学金基金
			金額計			
令和 4	貸付	人数	1 1 人	9 人	3 人	3 人
		金額	7, 944, 000 円	6, 144, 000 円	720, 000 円	1, 080, 000 円
	償還	人数	1 9 人	1 7 人	4 人	3 人
		金額	3, 737, 250 円	2, 792, 170 円	313, 080 円	632, 000 円
令和 5	貸付	人数	8 人	8 人	4 人	1 人
		金額	10, 062, 000 円	8, 752, 000 円	950, 000 円	360, 000 円
	償還	人数	2 5 人	2 3 人	5 人	5 人
		金額	3, 951, 250 円	2, 839, 250 円	336, 000 円	776, 000 円
令和 6	貸付	人数	1 3 人	1 1 人	6 人	3 人
		金額	7, 428, 000 円	5, 148, 000 円	1, 200, 000 円	1, 080, 000 円
	償還	人数	3 2 人	3 0 人	6 人	8 人
		金額	3, 179, 000 円	2, 281, 000 円	266, 000 円	632, 000 円
奨学基金残高（令和 5 年度末）					3, 448, 000 円	9, 240, 000 円

※令和６年度のみ、次のとおりです。

- ・貸付及び償還人数は、令和６年９月現在の人数
- ・貸付及び償還金額は、令和６年度予算額

3 教育委員会での考え方について

教育委員会では、令和５年度３月会議での一般質問もあったことから、今後の方針を検討してまいりましたが、令和６年９月１１日開催の教育委員会において、現制度見直しに対する協議を行いました。

教育委員からの主な意見としては次のとおりとなっております。

- ①給付型は、選定が困難であり不公平感が生じる。
- ②現制度では、無利子貸付など十分な支援が出来ている。
- ③保証人が町内在住でないと償還対応が困難である。
- ④町外からの福島商業高等学校生徒は、在学中の支援制度が充実している。
（青少年交流センター使用料免除、留学生帰省旅費支援補助など）

以上のことから、教育委員会としては、現状では奨学金制度見直しの必要性はないものと結論付けしております。